

議第 二 号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十年五月三十日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
増	早	高	山	津	保	一	岩	神	
			久						
渕	川	橋	口	井	母	木	崎	谷	
三	尚	修	恒	富	欽	弘		幸	
津					一				
男	秀	司	夫	雄	郎	司	信	伸	

栃木県議会議長 石坂真一様

同 同
野村 壽彦
木村 好文

栃木県条例 号

栃木県議会議長会条例の一部を改正する条例

栃木県議会議長会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

常任委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

第六条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「委員会」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 議会運営委員会に委員長及び副委員長二人を置く。

三 特別委員会に委員長及び副委員長一人（議会において必要があると認めるときは、二人）を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。